

亀山市告示第41号

亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成19年亀山市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第5条の表に次のように加える。

送迎車両改修費補助金	放課後児童の置き去りを防止する装置を送迎専用の車両に装着するために必要となる当該車両の改修に要する費用
------------	-----------------------------------------------------

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。